

## 許可申請手数料（法第 49 条）

開発行為の許可申請その他本法に基づく申請手数料をまとめると、下表のとおりである。

「彦根市開発許可等に関する手数料条例」（平成 12 年 3 月 28 日条例第 5 号）

開発等許可申請手数料

（平成 22 年 4 月 1 日改定）

申請内容	手数料				
	自己居住用	自己業務用	非自己用		
開発行為許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)				
	0.1 未満		8,600 円		
	0.1 以上	0.3 "	22,000 円		
	0.3 "	0.6 "	43,000 円		
	0.6 "	1.0 "	86,000 円		
	1.0 "	3.0 "	130,000 円		
	3.0 "	6.0 "	130,000 円		
	6.0 "	10.0 "	130,000 円		
開発行為の変更許可手数料	既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき		上記規定額×1/10		
	区域の縮小に伴い設計変更を行うとき		縮小後の面積に応ずる上記規定額×1/10		
	設計変更が新たな土地の編入に起因するとき		増加面積に応ずる上記規定額		
	区域の増加に伴いかつ、設計変更を行うとき		変更前の区域面積に応じる上記規定額×1/10 + 増加面積に応じる上記規定額		
	その他	上記以外の変更を行うとき	10,000 円		
建築物の特例許可申請手数料	法第 41 条第 2 項ただし書きの許可申請		46,000 円		
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	法第 42 条第 1 項ただし書きの許可申請		26,000 円		
建築等許可申請手数料	法第 43 条の建築等許可申請				
	敷地面積 (ha)		手数料		
	0.1 未満		6,900 円		
	0.1 以上	0.3 "	19,000 円		
	0.3 "	0.6 "	39,000 円		
0.6 "	1.0 "	69,000 円			
1.0 "		97,000 円			
地位承継の承認申請手数料	法第 45 条の地位承継の承継申請	敷地の面積	自己居住用	自己業務用	非自己用
		1ha 未満	1,800 円	1,800 円	18,000 円
		1ha 以上	1,800 円	2,700 円	18,000 円
開発登録簿の写しの交付手数料	法第 47 条の登録簿の写しの交付		用紙 1 枚	470 円	
優良宅地認定申請手数料	租税特別措置法に基づく優良宅地認定申請の審査		0.1ha 以下	86,000 円	
都市計画法の規定に適合している建築物等であることを証明書の交付申請手数料	省令第 60 条の規定により、建築物等が法の規定に適合している旨の証明書交付申請		1 件につき	4,000 円	